

南箕輪村景観計画

概要版



村民による
活動

事業者による
活動

協働の活動

行政による
活動



基本理念

私たちは、
子どもたちが明るく元気に育ち、
人々の心を豊かにする、
潤いのある村を後世に引き継げるよう、
南箕輪村の美しい景観を守り、
育てていきます

南箕輪村

私たちの暮らす南箕輪村は、東に南アルプス、西に中央アルプスと雄大な山々に囲まれ、大泉川をはじめとする多くの清流や各地に湧き出す湧水、四季折々の変化を見せてくれる森林、そして「黄金の波」と称される田園地帯など、古くから愛され大切にされてきた美しくかけがえのない自然景観を有しています。

また、旧街道沿いに立ち並ぶたたずまいや、各地に点在する史跡・寺社などからは、先人たちの生活の歴史が感じられ、趣のある美しい景観を織り成しています。

景観づくりの大切さを村の皆さん全体が共有し、人々の心を癒し、豊かにする美しい景観づくりが進められるよう「南箕輪村景観計画」を策定し、平成27年7月1日から施行しました。

南箕輪村景観計画の概要

※詳しくは、南箕輪村ウェブサイト内、南箕輪村景観計画をご覧ください。

景観計画とは、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画です。

1 景観計画区域

南箕輪村では、村の景観特性を生かし、南箕輪村らしい景観を将来に引き継いでいくため、飛地を含めた南箕輪村全域を景観計画区域に指定しています。

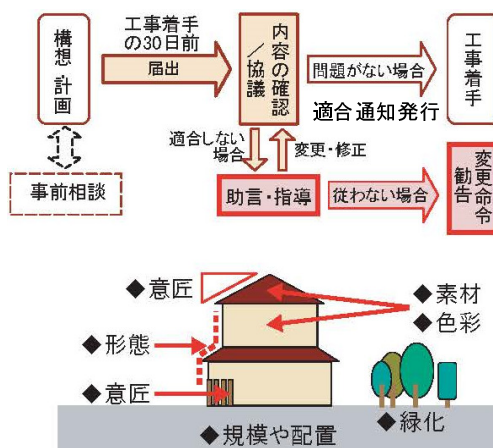
2 良好な景観形成のための方針

南箕輪村では、良好な景観の形成に関し、山地・森林地域、田園地域、住居地域、商工業地域の四つの面の景観区域、河川、段丘、沿道の三つを軸の景観区域として分類し、それぞれの方針や目標を定めています。

3 良好な景観形成のための行為の制限

良好な景観形成のための行為の制限には、「届出対象規模」と「景観形成基準」があります。南箕輪村景観計画の運用により、右記のような届出の流れに基づき、一定規模以上の建築物等に関して、事前に内容の確認等が必要です。

また、景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、当該地区の景観と調和したものとなるよう定めるもので、建築物等に関しては概ね右図の項目について、その基準を定めています。



4 重要建造物又は景観重要樹木の指定

南箕輪村には、多くの景観資源がみられます。これらのうち、地域の景観を特徴づける建造物や樹木は、本村における良好な景観の形成上重要な要素であり、その保全、継承のため、村民共通の資産としていかしていく必要があります。

このため、南箕輪村景観計画においては、その指定の方針及び基準を定めています。

主な指定の対象となるもの

- 広く村民に愛され、親しまれ、ランドマークや人を引き付けるものになっているなど、地域のシンボルとなっているもの
- 地域の歴史や文化を象徴していると村民に共通認識されているもの

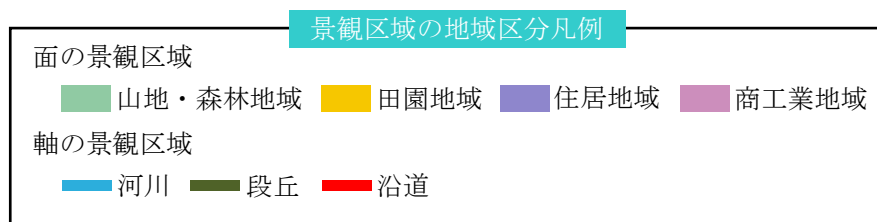
5 屋外広告物に関する行為の制限

南箕輪村においては、長野県屋外広告物条例を適用し、許可の基準(面積・高さ・形状等)や屋外広告物を設置できない場所・物件(禁止地域・禁止物件)を定め、行為の制限を図っていきます。

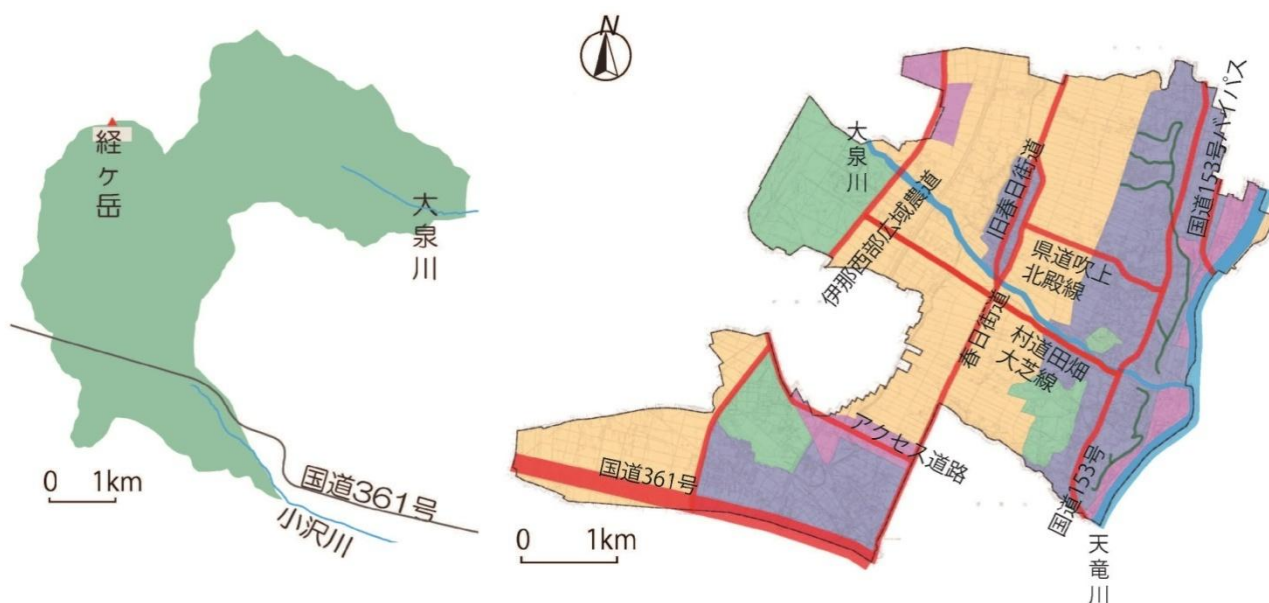
6 重要公共施設の整備

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観の形成上重要な要素の一つであり、良好な景観の形成を先導していく必要があることから、景観重要公共施設として位置づけ、その整備に関する事項等を定めています。

景観計画区域



※便宜上、行政界の外側も地域区分の色塗りをしてありますが、適用は南箕輪村内だけとなります。



区分の種類	地域区分	地域の特徴
面の景観区域	山地・森林地域	広範囲に樹木が密に生育している地域
	田園地域	主に農地の地域で、住宅が点在する地域も含む
	住居地域	主要な構成が住宅で、店舗および農地を含む地域
	商工業地域	都市計画法により、工業専用地域・準工業地域に指定されている地域と周辺の住宅地および農地を含む地域
軸の景観区域	河川	河川沿いに帯状に形成され、景観の形成が必要な河川の両側 18m の地域
	段丘	細い帯状に緑地が形成されている地域
	沿道	主要幹線道路および景観の保全育成が必要な道路の両側 30m または 100m の地域

良好な景観形成のための行為の制限

景観形成基準

良好な景観形成のための方針を踏まえ、届出対象行為に対し指導、勧告、変更命令を行うための景観形成基準および行為の制限を以下のように定めています。建築物および工作物の形態意匠・色彩に係る行為で景観形成基準を満たさない場合は、法第17条第1項に基づき変更命令の対象特定届出対象行為(表中□の部分)となります。

景観形成基準は、山地・森林、田園、住居、商工業の面の地域区分および、河川、段丘、沿道の軸の地域区分ごとに景観の特性に応じて定めています。

地域区分(軸)に含まれる地域では、地域区分(面)の景観形成基準と地域区分(軸)の景観形成基準をあわせたものが適用されます。表中は例のように、文頭を【軸名】として青色の文字で表記します。

例：【沿道】沿道景観形成基準 【河川】河川景観形成基準 【段丘】段丘景観形成基準

行為制限事項		山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域	
建築物および工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	配置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。			商業地では隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。	
		敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。				
		道路側の既存林の保存や緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。  壁面はできるだけ後退すること			
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。 ・りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。 			
		電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置すること。				
		建築物の屋根および屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。				
	規模	【沿道】 ・大規模行為※ ¹ にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。 ・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）を設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。				
		経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとすること。				
		高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめやむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。	高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。	
		建築物の高さは、原則として18m 以下とすること。				
【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感等を生じないように努めること。						
【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。						

※ 1 大規模行為は南箕輪村景観条例に定める以下の行為です。

・延べ床面積が300㎡を超える建築物等の建築

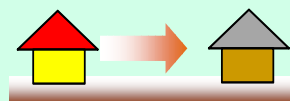
行為制限事項		山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域	
建築物および工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	色彩等 (※特定届出対象行為)	けばけばしい色彩とせずできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせずできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせずできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、住宅地の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
		使用する色数を少なくするよう努めること。			複数の色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
		・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。				
		照明を行う場合は、必要最低限の明るさとし、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明および光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。			照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	
		・屋根および外壁は、マンセル値【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 ○赤【R】、黄赤【YR】、黄【Y】、の色相においては彩度7以下 ○黄緑【GY】の色相においては彩度6以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガおよびガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等およびその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩				
		【沿道】高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。				
		【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。				
		敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。		敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化を行い、良好な景観の形成に努めること。		
		敷地内の緑化(事例)				
	農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。					
	周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあつては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。					
	駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。					
	敷地の緑化	使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。			使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。
		段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性や樹林の雰囲気を阻害しないように配慮すること。				
		【沿道】魅力的な通りとなるよう、積極的に緑化を行うよう努めること。				
		【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。				
		【段丘】段丘林の連続性や樹林の雰囲気を阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。				

行為制限事項		山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域
建築物および工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	形態・意匠 （※特定届出対象行為）	屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山並みや樹林との調和を図ること。	屋根は適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図ること。	屋根は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図り、落ち着きを感じる形態となるよう努めること。	・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 ・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。
		伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。			
		大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
		周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
		河川、鉄道および道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
		屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
		非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
		【沿道】 ・道路沿いからの見え方に配慮し、上部および通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。 ・大規模行為を行う場合は、壁面の分節化や上層階の壁面後退等により眺望を妨げないように十分配慮すること。			
		【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部および正面のデザインの工夫に努めること。			
	【段丘】段丘林の連続性や樹林の雰囲気を阻害しないように、外観に十分配慮すること。				
材料	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
		反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等により反射光の軽減に努めること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	
		地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。	地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。		

色彩基準

昨今の景観を構成する素材は、素材技術の発達により自然素材から人工素材へと大きく変化し、様々な人工の色彩が見られるようになりました。色彩は、景観形成を進める上で重要な要素で、建物の規模や形などと同様に周辺の景観に大きな影響を与えます。そのため、周辺景観に与える影響が大きく、調和の難しい色彩の使用を制限し、良好な景観の形成を図るものとします。建築物、工作物の屋根および外壁に使用できる色彩は下記のとおりです(マンセル値による)。

- 赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y) の色相においては彩度 7 以下
- 黄緑 (GY) の色相においては彩度 6 以下
- その他の色相においては彩度 4 以下
- 明度は周辺景観と調和するよう努めること



家の外壁の塗り替えも 100 m²以上だと届出が必要です。
(7 ページ)

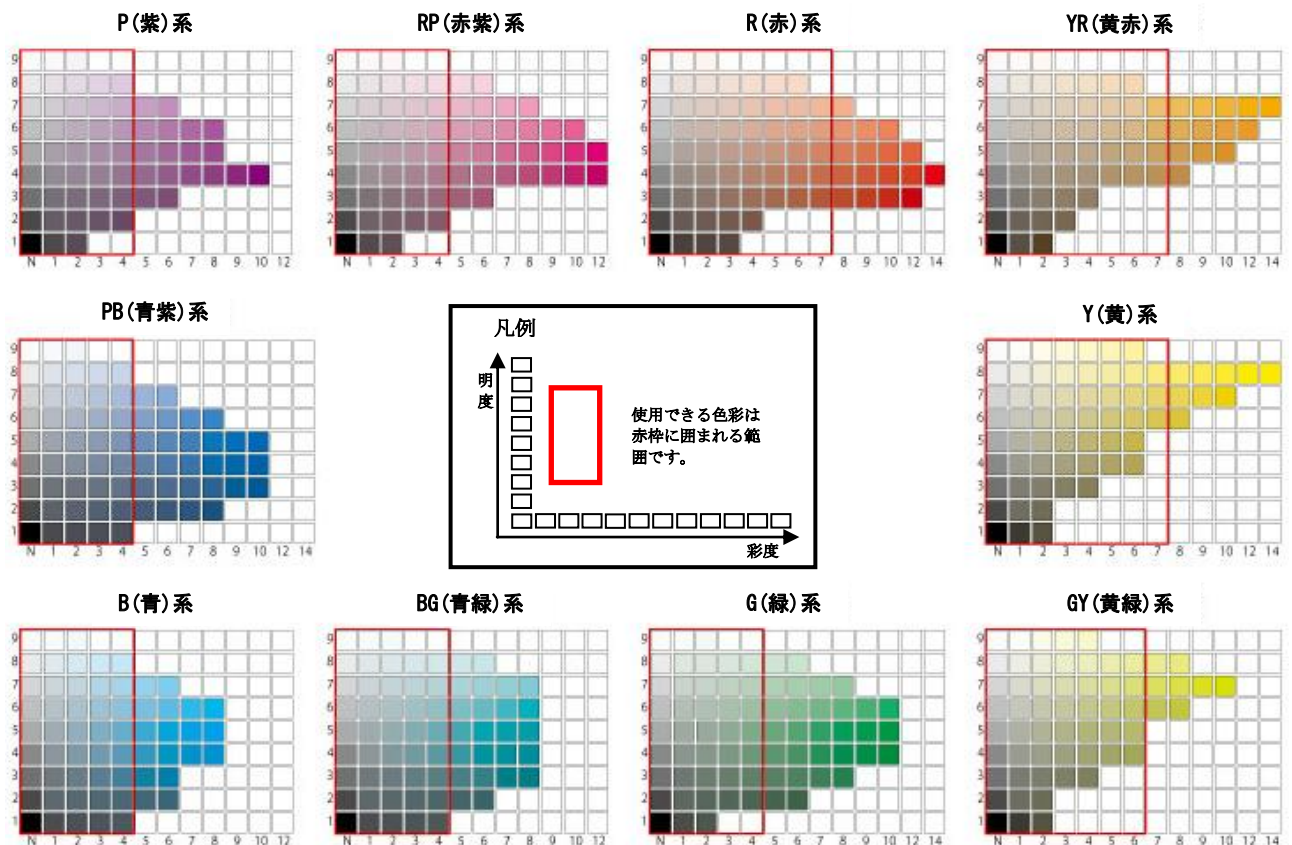
ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- 外壁の各面の見付面積の 5 分の 1 以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガおよびガラス等の素材本来が持つ色彩
- 地域の伝統的な建築物等およびその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- その他法令等で着色が義務づけられている色彩

色見本による色彩制限の範囲は 6 ページ

行為制限事項			山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域
建築物および工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	特定外観意匠（屋外広告物）に関する付加基準	配置	道路等からできるだけ後退させるよう努めること。			
			河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
		規模、形態・意匠	基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。			
		材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。			
			反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		
		色彩等	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
			使用する色数を少なくするよう努めること。			
			光源で動きのあるものは、原則として避けること。		光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	
	土地の形質の変更	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。				
	土石の採取および鉱物の掘採	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。				
屋外における物件の堆積	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。					
木竹の伐採	【段丘】段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮をすること。					

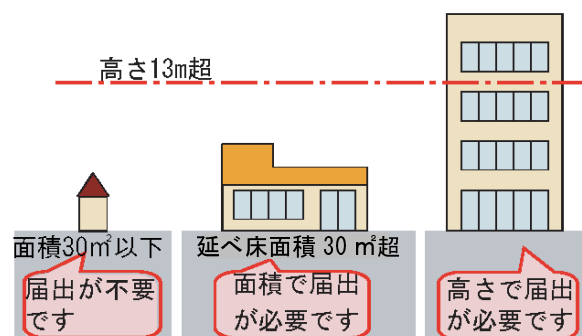
色見本による色彩制限



届出対象規模

景観計画区域内(南箕輪村全域)において、建設などの景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき、行為着手の30日前までに届出が必要になります。

届出のあった行為は、村が景観形成基準に適合するか審査を行い、景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を発行します。



行為		届出の対象となる基準
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築または移転	高さ13mを超えるものまたは床面積の合計が30㎡を超えるもの 大規模行為事前協議※ ¹ ：床面積の合計が300㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	変更に係る面積が100㎡を超えるもの
工作物	(3) プラント類、自動車車庫（建築物とまらない機械式駐車設備等）、貯蔵施設類、処理施設類※ ²	高さ10mを超えるものまたは築造面積100㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等※ ³	高さ15mを超えるもの
	(5) その他の工作物	高さ10mを超えるものまたは築造面積1,000㎡を超えるもの または太陽光発電設備等についてはパネルの面積の合計が100㎡を超えるもの※ ⁴
(6) 土地の形質の変更※ ⁵ (土石の採取または鉱物の掘採を除く)		面積1,000㎡を超えるものまたは 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅20mを超えるもの
(7) 土石の採取または鉱物の掘採		面積1,000㎡を超えるものまたは 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅10mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積		面積300㎡を超えるものまたは堆積の高さ3mを超えるもの
(9) (1) から (5) までの建築物または工作物の外観に表示される特定外観意匠※ ⁶		面積10㎡を超えるもの

行為	飛地を除く山地森林・段丘林
木竹の伐採※ ⁷	伐採する面積が500㎡を超えるもの

※¹ 大規模行為事前協議については、行為着手の60日前までに届出が必要になります。

※² プラント類:コンクリートプラント、砕石プラント、その他（貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設）、処理施設類（汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設）

※³ 「電気事業」のための施設、「電気工作物」、「電気通信」のための施設（電柱や携帯電話用アンテナなど）

※⁴ 一定の土地にまともて自立して設置されるものおよび建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽光発電設備も含む
太陽光発電設備は本計画のほか、南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインに基づく手続きが必要になります。

※⁵ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為および景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※⁶ 公衆の関心を引く形態または色彩その他の意匠（営利を目的としないものおよび表示期間が30日以下のものを除く）

※⁷ 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

問い合わせ先

南箕輪村役場 建設水道課 TEL 0265-72-2104（代表）FAX 0265-73-9799

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1

URL <http://www.vill.minamiminowa.nagano.jp>